

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	口吉川町 (馬場)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域農業の主たる担い手は、地域の耕作者で構成する既存の集落営農組織(馬場営農組合)であるが、当地域においても高齢化が進み、耕作者の半数が65歳以上となっている。

また、将来の営農については、現在の耕作者全員が現状維持の意向を示しているものの、耕作者の4件(36.4%)で農業経営の後継者の目途が付いていないなど、担い手の育成・確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は酒造好適米としての良質な「山田錦」の産地の一つであることから、引き続き「山田錦」を当地域の主要作物に位置付けるとともに、スマート農業への取組も視野に入れ、集落営農組織を中心とした営農に取り組む。

併せて、集落営農組織も高齢化が予想されることから、近隣地区との広域化も含めて、組織の在り方を検討する。

10年後に向けての意向では、規模縮小や離農する農地はないが、後継者の目途が付いていない農地については、耕作放棄地になる可能性もあることから、農地中間管理機構(農地バンク)を通じた新規就農者の受入れなどにより集積化を図り、集落全体として現状の耕作水準を確保・維持できるよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模縮小の意向のある農地を対象に、農地中間管理機構を通じた新規就農者などの新たな担い手への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
規模縮小の意向のある農地を対象に農地中間管理機構を活用し、段階的に農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備については集落全体の9割以上でほ場整備が完了済であるが、地理的状況から、農地の大区画化等が容易ではないため、更なる基盤整備事業への取組については考えていない。 ただし、農地所有者の了解のもと、担い手等が耕作していく場合は、畦畔除去等を行い分町解消に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農組織への農作業委託を基本としつつ、代替わりを見据えた後継者を集落営農の新たな担い手として育成していく。 併せて、規模縮小の意向のある農地については、農地中間管理機構を通じた新規就農者の受入れなどにより集積化を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕うん、田植え、刈取り等の基幹作業については集落営農組織が主に担うが、一部、農業協同組合等の他の事業体への農作業委託も継続する。 なお、農薬散布については、農業者の大幅な負担軽減や集落単位での一斉防除が可能となる観点から、引き続き、兵庫みらい農業協同組合に無人ヘリ防除を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落全体で有害鳥獣の侵入防止柵の設置などに継続して取り組む。
 ③今後の機械更新の際には、スマート農業への取組も視野に入れ、作業効率の向上や省力化を図っていく。
 ⑦多面的機能支払交付金制度等の事業も活用しつつ集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。